

ID: 5018

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	違反行為に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	都市再開発法 第7条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第7条の5の規定による。 (違反行為に対する措置) 第7条の5 建築許可権者は、前条第1項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。 2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日